

家畜の所有者 各位
(小規模飼養者)

長野県伊那家畜保健衛生所長

家畜の飼養衛生管理状況等に関する定期報告について(通知)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の4の規定により、令和4年分の家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理状況を、下記のとおり報告していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「小規模飼養者」に提出していただく書類(記載していただく内容)
「様式1」(所有者等、家畜の種類、頭羽数、畜舎等の情報)
- 2 「小規模飼養者」の基準
 - (1) 牛・水牛・馬の場合: 1頭
 - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合: 5頭以下
 - (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合: 99羽以下
 - (4) だちょうの場合: 9羽以下
- 3 報告期限及び方法
令和4年2月14(月)までに伊那家畜保健衛生所へ郵送もしくはFAXで報告
※期限までに提出をお願い致します。
- 4 注意事項
 - ・家畜・家さんの飼育目的にかかわらず、令和4年2月1日現在の状況について報告して下さい。
 - ・記2の頭羽数を超える場合や飼養を中止された場合は当所まで御連絡下さい。

<報告先>

住所: 〒396-0026 伊那市西町5764 伊那家畜保健衛生所
FAX: 0265-72-2765

防疫課 後藤義明(課長) 小嶋義登(担当)
TEL 0265-72-2782 Fax 0265-72-2765
E-mail inakachiku@pref.nagano.lg.jp